

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）	1
○奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（附則第三条関係）（抄）	2
○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）（附則第四条関係）（抄）	4
○水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）（附則第四条関係）（抄）	5
○明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第一百五十六号）（抄）（附則第四条関係）	6
○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）（抄）（附則第四条関係）	7
○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（附則第五条関係）	8

改正案	現行
<p>（都府県道等の改築に関する国の補助の割合の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都府県道の改築で離島振興法第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われるもの（前項第三号又は第四号に該当するものに限る。）のうち、第一項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のもので、第一項に規定する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、前項の規定にかかわらず、十分の六以内とする。</p> <p>4 前二項の「少額改築」とは、当該改築に係る都府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないものをいう。</p> <p>5 第二項及び第三項の「特例舗装」とは、当該改築に係る都府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装をいう。</p>	<p>（都府県道等の改築に関する国の補助の割合の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 前項の「少額改築」とは、当該改築に係る都府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないものをいう。</p> <p>4 第二項の「特例舗装」とは、当該改築に係る都府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装をいう。</p>

改正案		現行	
別表第一（第一条関係）			
事業の区分	道路 一般国	道路 一般国	事業の区分
	道	道	
(一) 新設（土地区画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第五号及び第二条第五項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）又は改築（土地区画整理事業に係るもの（財政特別措置法施行令第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものを除く。）並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第四項に規定する少額改築及び同条第五項に規定する特例舗装に該当するものを除く。） (二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第四項に規定する少額改築若しくは同条第五項に規定する特例舗装に該当するものに限る	(一) 新設（土地区画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第五号及び第二条第五項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）又は改築（土地区画整理事業に係るもの（財政特別措置法施行令第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものを除く。）並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第四項に規定する少額改築及び同条第五項に規定する特例舗装に該当するものを除く。） (二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第四項に規定する少額改築若しくは同条第五項に規定する特例舗装に該当するものに限る	(一) 新設（土地区画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第五号及び第二条第五項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）又は改築（土地区画整理事業に係るもの（財政特別措置法施行令第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものを除く。）並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。） (二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規定する特例舗装に該当するものに限る	国の負担又は補助の割合 十分の七（財政特別措置法施行令第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るもの ・五）
十分の五・五		十分の五・五	
別表第一（第一条関係）			
行			

(略)	(略)	市町村			<p>。又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）</p>
		道	<p>(一) 改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限る。）</p>	<p>(二) 新設又は改築（いずれも土地区画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第四項に規定する少額改築及び同条第五項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）</p>	
(略)	(略)	十分の七	十分の六	十分の五・五	
(略)	(略)	市町村			<p>。又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）</p>
		道	<p>(一) 改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限る。）</p>	<p>(二) 新設又は改築（いずれも土地区画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）</p>	
(略)	(略)	十分の七	十分の六	十分の五・五	

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）（附則第四条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げるもの（都道府県道又は市町村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第四項に規定する少額改築及び同条第五項に規定する特例舗装）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同法第三条第四項又は第五項の規定により施行されるものを除く。）に係るもの以外のもの</p> <p>(1) (4) （略）</p> <p>リ ヲ （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げるもの（都道府県道又は市町村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同法第三条第四項又は第五項の規定により施行されるものを除く。）に係るもの以外のもの</p> <p>(1) (4) （略）</p> <p>リ ヲ （略）</p> <p>二 （略）</p>

○水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）（附則第四条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法別表第一の政令で定める事業） 第四条（略） 2～4（略） 5 法別表第一の政令で定める都道府県道及び市町村道の新設又は改築は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第四項に規定する少額改築及び同条第五項に規定する特例舗装とする。</p>	<p>（法別表第一の政令で定める事業） 第四条（略） 2～4（略） 5 法別表第一の政令で定める都道府県道及び市町村道の新設又は改築は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装とする。</p>

○明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）（抄）（附則第四条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第三条 法第五条第一項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業（県道又は村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第四項に規定する少額改築及び同条第五項に規定する特例舗装）以外の事業</p> <p>イゝハ （略）</p> <p>二ゝ十二 （略）</p> <p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第五条 法第五条第三項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 県道又は村道（都市計画において定められた道路に該当するものを除く。）の改築（土地区画整理法による土地区画整理事業に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第四項に規定する少額改築及び同条第五項に規定する特例舗装を除く。第四号において同じ。） 三分の二</p> <p>三ゝ五 （略）</p>	<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第三条 法第五条第一項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業（県道又は村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装）以外の事業</p> <p>イゝハ （略）</p> <p>二ゝ十二 （略）</p> <p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第五条 法第五条第三項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 県道又は村道（都市計画において定められた道路に該当するものを除く。）の改築（土地区画整理法による土地区画整理事業に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装を除く。第四号において同じ。） 三分の二</p> <p>三ゝ五 （略）</p>

○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）（抄）（附則第四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲） 第四条 法第七条の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業（道道又は道の区域内の市町道に關する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第四項に規定する少額改築及び同条第五項に規定する特例舗装）以外の事業 イ〜ハ （略） 二〜十四 （略）</p>	<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲） 第四条 法第七条の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業（道道又は道の区域内の市町道に關する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装）以外の事業 イ〜ハ （略） 二〜十四 （略）</p>

(三) 新設で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に掲げる事業若しくは同令第二条第五項に規定する特例舗装に該当するもの（同号に掲げる事業に該当するものにあつては、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業で交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）第四条に定める通学路について実施するもの（以下この表において「横断歩道橋設置等事業」という。）に限る。）又は改築で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第二号若しくは第五号に掲げる事業若しくは同令第二条第四項に規定する少額改築若しくは同条第五項に規定する特例舗装に該当するもの（同令第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合す

三分の二

(三) 新設で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に掲げる事業若しくは同令第二条第四項に規定する特例舗装に該当するもの（同号に掲げる事業に該当するものにあつては、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業で交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）第四条に定める通学路について実施するもの（以下この表において「横断歩道橋設置等事業」という。）に限る。）又は改築で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第二号若しくは第五号に掲げる事業若しくは同令第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規定する特例舗装に該当するもの（同令第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合す

三分の二

備考 (略)	六 二		
	(略)		
	(略)		
	(略)	(四) 新設又は改築(いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業に係るものに限る。)	るものを除き、同条第一項第五号に掲げる事業に該当するものにあつては、横断歩道橋設置等事業として行われるものに限る。)
	(略)	十分の九	

備考 (略)	六 二		
	(略)		
	(略)		
	(略)	(四) 新設又は改築(いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業に係るものに限る。)	るものを除き、同条第一項第五号に掲げる事業に該当するものにあつては、横断歩道橋設置等事業として行われるものに限る。)
	(略)	十分の九	